

横浜市監査委員公表第4号（平成18年9月11日揭示済）

住民監査請求に係る監査結果の公表
（市立戸塚高等学校施設のPTAへの貸与に関するもの）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を公表する。

平成18年9月11日

横浜市監査委員	布 施	勉
同	須須木	永 一
同	相 川	光 正
同	石 井	睦 美

第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定しました。

本件請求には理由がないと認めます。

第2 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成18年8月7日

3 証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成18年8月24日に請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は、事前に追加証拠を提出した上で、陳述を行いました。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、教育委員会事務局職員が立ち会いました。

4 請求の要旨

横浜市立戸塚高等学校（以下「同校」という。）では、新校舎建築当初から同校のPTAである光陵会（以下「同会」という。）に一室を貸与している。同会は、学校の附属組織ではなく任意団体である。地方自治法においては、行政財産を貸し付けてはならないことを規定している。また、貸与に当たり使用の許可も受けていないので違法である。

また、同校では、施設が足りないとして、平成15年度に新たに生徒指導室、カウンセリングルーム、教科センターを建築している。

同会の年間数回程度の使用の為に一室を占有させたことは、教育委員会の行政財産の管理の怠慢であり、そのために上記建築が回避できなかったことにより、4,100万円の損失を横浜市に被らせた。また、同種の行為は横浜市立学校において多数存在するものと思われる。

したがって、横浜市教育委員会に対して、同会の占有をやめさせる勧告を求める。また、他の市立学校も調査の上占有をやめさせることを求める。

第3 関係職員の陳述

1 関係職員の陳述の聴取

平成18年8月24日に教育委員会事務局職員から陳述を聴取しました。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会いました。

2 関係職員の陳述の要旨

同校の校舎2階の一室をPTA室として使用しています。そもそもPTAとは、保護者及び教員等により組織された任意団体であり、保護者と教員が協力して、家庭と学校と社会における児童、青少年の幸福な成長を図ることを目的としております。

PTAによる活動は、学校行事や学校運営が円滑に行われるための様々な協力であり、また学校と地域と家庭のパイプ役を果たすなど、学校における教育活動に密接に関わるものです。

PTA室について、国（文部科学省）は学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計に当たっての留意事項を示した「高等学校施設整備指針」において、「第4章各室計画」の中でPTA室を位置づけ、「PTA活動の拠点等となる室として、必要な家具等を適切に配置できる面積、形状等とすることが望ましい」と明記されており、PTA室が学校施設の一部であることを示しています。

本市においても、「横浜市立学校施設使用規則」の運用について定める「横浜市立学校施設使用規則の運用について」において、「学校教育の延長またはこれと密接不可分と認められる教職員、PTA、学校後援会及び同窓会の使用はこれを目的内使用とし学校長が取り扱うこととする」としており、PTAによる学校施設の使用は目的内使用であることを明記しております。

今回、請求者は、地方自治法第238条の行政財産の貸付禁止及び行政財産の目的外使用の許可を受けていないことをもって違法と主張していますが、当該PTAによる一室の使用は、学校施設の目的内使用であり、賃貸借契約に基づく貸付や使用許可に基づく行政財産の目的外使用には当たりません。

なお、施設の不足に基づく増築につきましても、学校教育活動のための必要な対応であり、本市への損害に当たるものではないと考えております。

また、同校以外の市立学校におけるPTA室の確保につきましても、同校と同様に円滑な学校運営のための適切な対応であると考えております。

第4 監査対象事項の決定

同校施設の一部が同会に貸与されていることが、違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるかを監査対象としました。

なお、請求人は、「他の市立学校も調査の上占有をやめさせること」についても求めています。当該他の市立学校に関しては、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を個別具体的に摘示しているとは認められませんので、本監査の対象行為にはなりません。

第5 事実関係の確認

監査対象事項に関し、次のような事実関係を認めました。

1 同校施設の一部に係る同会の使用関係規定等について

(1) 「高等学校施設整備指針」(平成16年1月文部科学省大臣官房文教施設部)

第4章 各室計画

10 PTA活動の拠点等となる室として、必要な家具等を適切に配置できる面積、形状等とすることが望ましい。

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(教育財産の管理等)

第28条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。(2項以下略)

(3) 「横浜市立学校施設使用規則の運用について」(昭和45年12月12日教委総第431号)

3 普通使用及び特別使用の許可申請手続(規則第3条)

(1) 学校施設の目的外使用はすべて区長または学校長に許可申請書を提出してその許可を得なければならない。

(中略)

なお、許可を要するのは学校施設の目的外使用にかかるものであって、学校教育の延長またはこれと密接不可分と認められる教職員、PTA、学校後援会及び同窓会の使用はこれを目的内使用とし学校長が取り扱うこととする。

(4) 「横浜市学校開放事業～学校施設開放の運営・指導の手引き～」(平成17年8月
横浜市教育委員会)

学校施設使用許可一覧(抜粋)

	種類	内容	許可する人	使用申請書	申請手続	施設管理者	問合せ先
目的 内 使用		①学校教育の延長 ②教職員、PTA、学校後援会、同窓会の使用等	学校長	無	①口頭申出 申請者 → 学校長	学校長	各学校

2 戸塚高等学校光陵会について

「戸塚高等学校光陵会会則」

第2条 本会は会員の教育に対する理解を深め、学校と家庭との関係を緊密にし、教育的環境の整備につとめ、もって生徒の福祉の増進・学校教育の振興を図るとともに、あわせて会員相互の修養と親睦を目的とする。

3 「光陵会・同窓会室」について

光陵会・同窓会室は、同校校舎棟・管理棟の2階の一室で、同室の入口のプレートには「光陵会・同窓会室」と記されている。

室内には、打合せ用テーブル、椅子、ロッカー等が置かれている。

また、同室については、光陵会が、その総務会、広報委員会で使用しているほか、教職員の打合せである分掌会、ホーム部会その他随時の打合せに使用している。

第6 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断しました。

1 同校施設の同会による使用関係について

(1) 使用関係等

PTA室については、「PTA活動の拠点等となる室」として「高等学校施設整備指針」に掲げられており、学校施設の中で整備されることが想定されています。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第28条の規定により「教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。」とされています。市立学校施設の取り扱いについて教育委員会では、「横

浜市立学校施設使用規則の運用について」において「許可を要するのは学校施設の目的外使用にかかるものであって、学校教育の延長またはこれと密接不可分と認められる教職員、P T A、学校後援会及び同窓会の使用はこれを目的内使用とし学校長が取り扱うこととする。」と定め、学校長の判断で目的内使用させることができるとしています。

P T Aは、その活動が学校教育活動そのものとまではいえないまでも、保護者と教員が協力して、家庭と学校と社会における児童、青少年の幸福な成長を図ることを目的とした団体であることから、円滑な学校運営の目的のために学校長が学校施設の使用を許可することとされているのであって、地方自治法第238条の4に規定する目的外の使用に当たるものではありません。

そこで、同校について検討すると、学校長が「横浜市立学校施設使用規則の運用について」に基づいて、学校施設の一部を、学校教育の延長又はこれと密接不可分と認められるP T Aの活動と認めて光陵会に使用させていると理解できます。また、同会は、その会則等からP T Aであることが認められますので、同校施設の一部を同会使用することは目的内の使用として適正なものです。

なお、請求人は、同会が同校の附属組織でなく任意団体であることを指摘していますが、団体の性格は学校長の判断の際に考慮されれば足りることです。

(2) 同会の使用状況について

同会は、学校の教育目的の範囲内で使用を認められていますので、学校教育活動に支障があるような場合には、違法又は不当に財産管理を怠る事実にあたる場合があります。そこで、この点を検討します。

同会の使用としては、総務会、広報委員会といった活動状況が見受けられますが、これはP T Aの活動として通常想定されているものです。

また、同会による「光陵会・同窓会室」の使用は、年に数回程度と認められ、そのほかに同窓会、教職員の打合せ等随時使用されています。請求人は同会が学校施設の一部を占有しているとしますが、むしろ多目的に使われており、教育目的からする財産の管理について、同会があることによる支障があるとは認められませんでした。

なお、請求人は、平成15年度の増築が損害であると指摘していますが、同校の増築工事に関しては、既に本件の請求人からの住民監査請求に基づく監査を実施

し、「工事費を支出したこと自体について違法または不当な公金の支出と認められない」旨の監査結果を公表済みです（平成17年3月29日横浜市監査委員公表第4号）。

2 結論

以上のとおり、同校施設の一部を同会に使用させていることが、違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるとは認められませんでしたので、請求人の主張には理由がないと判断しました。

参 考（横浜市職員措置請求書）

1. 請求の要旨

（1）請求の対象行為

・横浜市立戸塚高等学校に於いて新校舎建築当所から広陵会（P. T. A）に一室を貸与している。事実証明書①戸塚高校配置図

（2）対象行為の違法である理由

P T Aは学校の附属組織ではなく任意団体である。特に戸塚高校定時制に於いては、平成17年4月より校長代理大友博が従前の取扱いを変更して成人については保護者を認めないこととして、P T Aに入りたくても入れないようにした。事実証明書②地裁判決文

P T Aの方から入会について資格を問われることは、生徒として又市民として納得しがたいことであるが任意団体ならば仕方のないことでもある。しかし地方自治法に於いては第238条で行政財産を貸し付けてはならないことを規定している。又、上記（1）の行為は使用の許可も受けていないので違法である。

（3）横浜市の損害について

戸塚高校は施設が足りないとして、平成15年度に新に生徒指導室、カウンセリングルーム、教科センターを建築している。

上記の年間数回程度の使用の為に一室を占有させたことは教育委員会の行政財産の管理の怠慢である。上記新築が回避できたとしたら4,100万円の損失を横浜市に蒙らせた。又同種の行為は横浜市立学校に於いて多数存在するものと思われる。

（4）監査委員に求める措置

横浜市教育委員会に対して上記（1）の占有をやめさせる勧告を求める。他の市立学校も調査の上占有をやめさせること。

（事実証明書一覧）

1 戸塚高校配置図

2 地裁判決文（横浜地裁平成18年2月24日判決）

(追加証拠)

請求人陳述書